

A18 給与所得となり、課税対象外となります。

個人開業医が地方公共団体に従属して行う場合の報酬は、所得税法上、給与所得となり、消費税の課税対象とはなりません。なお、医療法人が勤務医を産業医等として派遣して受託料を受け取る場合は、医療法人の医業収入となりますので消費税の課税対象となります。